

# 平成 29 年度介護サービス事業所実地指導結果について (訪問介護、定期巡回随時対応型訪問介護看護)

## 主な指摘事項について

### 【根拠法令等】

#### 人員・設備・運営について

- 条例 : 八戸市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例  
解釈通知 : 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（老企第 25 号）  
指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について

#### 介護報酬について

- 介護報酬告示 : 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（厚告第 19 号）  
留意事項通知 : 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（老企第 36 号）

#### 人員① 訪問介護員等の員数 条例第 6 条

サービス提供責任者の配置が不足している期間がある。

サービス提供責任者の員数は、利用者の数が 40 又は端数が増すごとに常勤 1 人以上の配置が必要となっています。人員配置基準に留意し、不足しないよう細心の注意を払う必要があります。

#### 人員② 訪問介護員等の員数 条例第 6 条

従業者の担当職務が明確になっていない。

担当職務については、他事業の業務を兼務する場合も含めて辞令等で明確にしてください。

#### 運営① サービスの提供の記録 条例第 20 条

記録の訂正に修正テープが使用されているものが見られる。

意図的な改ざんが疑われることから、記録の訂正については、二重線及び訂正印により行ってください。また、同様の理由により、鉛筆や消えるペンは使用しないでください。

#### 運営② サービスの提供の記録 条例第 20 条

サービス提供記録の重複作成や利用者名の記入誤りが見られる。

サービス提供記録は、請求の根拠ともなる重要な記録です。正確な記録を作成するとともに、利用者から申出があった場合、提供できるように準備しておく必要があります。

運営③ 指定訪問介護の具体的取扱方針 条例第 24 条第 1 項

サービス提供後に計画が作成されている。

条例上、指定訪問介護の提供に当たっては、訪問介護計画に基づき必要な援助を行うものとされていることから、訪問介護計画が作成され、本人の同意を得て交付されてからのサービス提供となる必要があります。

運営④ 指定訪問介護の具体的取扱方針 条例第 24 条第 1 項  
介護保険法施行規則第 64 条第一号のイ

居宅サービス計画・訪問介護計画において、計画されていないサービスを提供している。

介護保険法上、計画にないサービス提供に対する保険給付は認められません。必要に応じて居宅介護支援事業者との連絡調整を行い、計画に基づいたサービス提供となるようにしてください。

運営⑤ 訪問介護計画の作成 条例第 25 条第 1 項

- ・ 目標の期間が長期及び短期で同一となっている。
- ・ 目標の期間が設定されていない。

条例及び解釈通知において、通所介護計画には「期間」についての定めはありませんが、利用者の目標達成の目安になることや、目標及びサービス内容について実施状況の把握や評価をする上で必要と考えられることから、計画書には、期間を明確に記載することが望ましく、利用者の状況等に応じ、漫然かつ画一的なケアに繋がらないよう個別性を意識した計画としてください。

運営⑥ 訪問介護計画の作成 条例第 25 条第 1 項、解釈通知第三の一 3(13)① (訪介)  
条例第 28 条第 1 項、解釈通知第三の一 4(16)① (定期)

- ・ アセスメントが行われていない。
- ・ 情報の収集・把握は行われているが、分析がなされていない。

アセスメントの実施により、利用者の状況を把握・分析し、解決すべき問題状況を明らかにした上で、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画を作成してください。

運営⑦ 訪問介護計画の作成 条例第 25 条第 3 項

訪問介護計画の同意の署名欄に利用者本人の氏名が記載されていない。

条例上、訪問介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得ることとされています。

心身の状況により本人が署名できず、家族が代筆する場合は代筆者の欄を設定してください。

**運営⑧ 訪問介護計画の作成****条例第 25 条第 3 項**

**訪問介護計画の作成に関するサービス提供責任者の責務が、書面から確認できない。**

条例上、訪問介護計画の作成・説明・交付はサービス提供責任者が行うこととされているため、サービス提供責任者が計画を作成、説明、交付していることを訪問介護計画書様式、又は、記録等から確認できるようにしてください。

**運営⑨ 訪問介護計画の作成****条例第 25 条第 4 項**

**訪問介護計画書の交付が書面で確認できない。**

条例上、訪問介護計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付しなければならないとされています。

計画書の様式に交付日欄を設けるなど、計画書を交付したことが書面で確認できるようにしてください。

上記、訪問介護計画の内容について、説明を受け、同意し、受領しました。

平成 年 月 日

利用者氏名：

代筆者氏名：

代筆理由：

(続柄： )

**運営⑩ 訪問介護計画の作成****条例第 25 条第 5 項**

**モニタリングが不十分である。**

条例上、サービス提供責任者は、計画の作成後、当該計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて変更を行うこととされています。目標の達成状況に留意する等、根拠となる評価（モニタリング）を実施するようにしてください。

**運営⑪ 運営規程****条例第 30 条**

**運営規程や重要事項説明書に定められた通常の事業の実施地域が、事業の実態に即したものとなっていない。**

運営規程において通常の事業の実施地域に定めた地域については、当該地域の利用希望者に対してサービスを提供しなければなりません。訪問距離は提供拒否の正当な理由にはならず、「提供拒否の禁止」に関わることから事業の実態に即した地域を定めてください。

運営規程や重要事項説明書において、利用者の自己負担について 2 割負担の記載がない。

平成 27 年 8 月から、一定以上所得者に該当する第 1 号被保険者には 2 割負担が導入されていることから、運営規程や重要事項説明書において料金を記載する場合は、2 割負担の利用者に配慮した記載をしてください。

なお、平成 30 年 8 月から、2 割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合が 3 割となることから、今後重要事項説明書の内容を変更する際は御留意ください。

(記載例・運営規程)

〔指定訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額〕

第〇条 指定訪問介護サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

※重要事項説明書の記載については、負担割合ごとの料金表を併記する等、利用者の負担割合の変更に対応できるようにしておいてください。

※現在契約中で負担割合が変更となる利用者については、事前の説明・同意が必要となります。負担割合が変更になった場合は、新たに重要事項説明書を作成する必要はありませんが、必ず文書等で説明・同意の事実が確認できるようにしてください。

運営規程が掲示されていない。

運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項は事業所内の見やすい位置に掲示してください。

利用者家族の個人情報を用いる場合、当該家族からの同意を得ていない。

利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者家族の個人情報を用いる場合は利用者家族からの同意が必要となります。

### 個人情報使用同意書

私（利用者）及びその家族の個人情報については、下記のとおり必要最低限の範囲で使用することに同意します。

<<略>>

平成 年 月 日

<利用者> 住所  
氏名 印

<家族の代表> 住所  
氏名 印

利用者は、心身の状況等により署名できないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

<署名代筆者> 住所  
氏名 印

#### 運営⑮ 会計の区分

#### 条例第 41 条

指定訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計が一体となっている。

事業所ごとに会計を区分するとともに、指定訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分してください。

#### 運営⑯ 記録の整備

#### 条例第 42 条

提供した具体的なサービスの内容等の記録の保存期間が 2 年間とされている。

提供した具体的なサービスの内容等の記録については、その完結の日から 5 年間保存しなければなりません。

なお、「完結の日」とは、サービス提供の終了日としてください。

#### 報酬① 2 人の訪問介護員による場合

#### 介護報酬告示第 94 号三

#### 留意事項通知第二の 2 (12)

訪問介護計画から 2 人対応の理由及び必要性を確認できない。

2 人の訪問介護員等により、指定訪問介護を行う場合、厚生労働大臣が定める要件を満たした上で、利用者又はその家族等の同意を得る必要があります。2 人対応の理由及び必要性を確認できるよう訪問介護計画を作成してください。

報酬② 同一建物等に対する減算

解釈通知第二の1

留意事項通知第二の2(11)

平成27年度介護保険報酬改定に関するQ&A問6

事業の実態が有料老人ホーム等にあるにもかかわらず、集合住宅減算を適用していない。

集合住宅減算は、事業所と同一建物に居住する利用者を訪問する場合に移動等の労力（移動時間）が軽減されることから、このことを適正に評価するために行うものとされています。事業所所在地（住所）が有料老人ホーム等でなくても、事業の実態が有料老人ホーム等にある場合には減算する必要があります。

報酬③ 初回加算

留意事項通知第二の2(19)

初回加算の算定において、サービス提供責任者の訪問又は同行を記録から確認できない。

算定要件に留意し、確実に記録するようにしてください。

報酬④ 生活機能向上連携加算

留意事項通知第二の2(20)

生活機能向上を目的とした訪問介護計画について、各月の目標が3月すべて同じ内容となっている。

生活機能アセスメントの結果に基づき、利用者が日々暮らしの中で可能な限り自立して行おうとする行為の内容について定めた3月を目途とする達成目標を経過的に達成するよう各月の目標を設定してください。

報酬⑤ 特定事業所加算

留意事項通知第二の2(17)

算定要件のうち、体制要件一文書等による指示及びサービス提供後の報告において、「前回のサービス提供時の状況」の記載が不十分である。

「前回のサービス提供時の状況」については省略できない事項であるため、確実に記載してください。

\*\*\*\*\*居宅サービス計画原案と居宅サービス計画の違いは？\*\*\*\*\*

Q. 居宅介護支援事業所から交付される居宅サービス計画に利用者の署名押印がない場合がありますが、これは署名押印したものに差替えしてもらうべきでしょうか。

A. 居宅サービス計画原案は、サービス担当者会議において利用者の同意が得られて居宅サービス計画になります。事前交付された原案については、担当者会議に参加した場合等において利用者同意の事実を確認できることから、必ずしも本人家族の署名押印がなされた計画書をもたらす必要はありません。

\*\*\*\*\*